

リハビリテーション栄養指導士制度規則

第1章 総則

第1条

本制度は、リハビリテーション栄養を実施し対象者を支援するために必要な総合的な知識と技量を有する優れた医療従事者を養成し、リハビリテーション栄養対象者がより有効でかつ安全な栄養療法の恩恵を受けられるために貢献し、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するために、日本リハビリテーション栄養学会(以下、本学会)は、リハビリテーション栄養指導士制度を制定し、リハビリテーション栄養についての専門家として一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる医療従事者を日本リハビリテーション栄養学会認定リハビリテーション栄養指導士(以下、リハ栄養指導士)として認定する。

第2章 認定制度を運用する機関

第3条

本学会は、本制度の運営にあたって認定委員会を設ける。

2 認定委員会はリハ栄養指導士の認定審査を行う。

3 認定委員会は本学会理事及び代議員で構成される。

第3章 リハ栄養指導士新規認定要件

第4条

リハ栄養指導士の新規認定申請は以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会員：日本リハビリテーション栄養学会の正会員 A (有料会員) で年会費を完納していること、または国際会員であること。
- (2) 研修会受講：TNT-Rehabilitation を受講していること。
- (3) 筆頭発表者：申請時点で、日本リハビリテーション栄養学会学術集会(研究会時代も含む)で筆頭演者として1回以上発表していること。
- (4) 著者/報告：リハビリテーション栄養に関する査読付論文が筆頭著者もしくは連絡著者として1本以上あること、もしくはリハビリテーション栄養ケアプロセスを使用した症例レポートを申請時に提出し、症例レポート内容の質が指導士にふさわしいと認定委員会の査読にて判定されること。

2 前項第4号におけるリハビリテーション栄養に関する査読付論文は、本学会認定委員会委員が当該論文の内容についてリハビリテーション栄養と関連性の有無を審査し、当該論文が妥当では無いと判断された場合には、別の査読付論文もしくはリハビリテー

ション栄養ケアプロセスを使用した症例レポートの提出が求められ、再審査される。

- 3 第1項第4号におけるリハビリテーション栄養ケアプロセスを使用した症例レポートでは、レポート内容を認定委員会委員が審査し、必要に応じてレポート内容の修正を求めることがある。修正後も症例レポートの質が低いと判定された場合には不合格となる。
- 4 TNT-Rehabilitation 研修会テキストの著者は、第1項第3号および第4号の認定要件を満たしているものと認める。

第5条

申請者は、別に開示する期日までに認定申請に必要な書類等を提出し、審査料を納付することによって審査資格を得るものとする。

- 2 申請期日および認定日程、審査料等を本学会ホームページ等を通じて開示する。

第4章 リハ栄養指導士更新認定要件

第6条

リハ栄養指導士の認定は、5年毎の更新制とする。

- 2 リハ栄養指導士の更新認定申請は以下の(1)、(2)、(3)要件をすべて満たす者とする。

- (1) リハ栄養指導士認定期間中、本会の正会員A(有料会員)であり、会費を完納していること。

- (2) リハ栄養指導士認定期間中に、以下のいずれかの条件を満たしていること。

- (2)-1: 本会学術集会で、筆頭演者として1回発表、または共同演者として2回発表していること(ただし指定・依頼発表の共同演者は除く)

- (2)-2: リハビリテーション栄養に関する査読付論文が筆頭著者または連絡著者として1本以上、または共同著者として2本以上あること(当該論文のアクセプト日または出版日、オンライン公開日のいずれかがリハ栄養指導士認定期間中である論文)。

- (2)-3: 全国規模の学術団体またはその支部会、あるいは職能団体(都道府県単位以上)が主催する学術集会またはセミナー、研修会における教育講演または、特別講演、学術セミナー等の講師を筆頭演者として1回以上務めていること(ただし、講演の主題がリハビリテーション栄養に関連した内容に限る)。

- (3) 本会学術集会にリハ栄養指導士認定期間中の5年間で2回以上、参加していること。

- 3 前項第2号におけるリハビリテーション栄養に関する査読付論文は、本会認定委員会委員が当該論文の内容についてリハビリテーション栄養と関連性の有無を審査し、当該論文が妥当では無いと判断された場合には、別の査読付き論文の提出を求められる。

- 4 前項第2号におけるリハビリテーション栄養に関する講演は、本会認定委員会委員が当

該講演の開催内容および講演内容についてリハビリテーション栄養との関連性の有無を審査する。抄録、プログラム、その他の提出物によって開催内容および講演内容を証明するものとする。講演時間は30分以上であることを基準とする。

第5章 リハ栄養指導士資格の認定

第7条

認定委員会は、申請者に対する認定審査を行い、リハ栄養指導士としての適否を審査し、その結果について、理事会に諮問する。

第8条

理事会は、認定委員会の報告を受け、審議のうえリハ栄養指導士を認定する。

第9条

本学会は認定審査合格者をリハ栄養指導士登録原簿に登録、公示し、リハ栄養指導士の認定証を交付する。

第6章 学会休会中のリハ栄養指導士資格の取り扱い

第10条

学会休会中はリハ栄養指導士としての資格・権利を停止する。

第11条

学会休会期間は認定期間に含まないため、認定更新時期は休会期間分を考慮したもの（休会期間が1年の場合は認定期間を1年延長）に変更する。

第12条

学会休会期間に学術集会への参加や発表などの単位取得に相当する行為があったとしても、更新の単位としては認めない。

第7章 リハ栄養指導士資格の喪失

第13条

認定された後、リハ栄養指導士としてふさわしくない行為を行った場合には、理事会は、認定委員会の審議を経て、リハ栄養指導士の資格を取り消すことができる。

第14条

リハ栄養指導士は次の各号の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 本学会を退会したとき
- (2) 認定資格を辞退したとき
- (3) 認定資格を更新しなかったとき

第 8 章 規則の変更手続き

第 15 条

本規則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

附則

本規則は、2020 年 6 月 1 日より施行する。

本規則の部分改正は 2020 年 7 月 1 日より施行する。

本規則の部分改正は 2021 年 4 月 1 日より施行する。

本規則の部分改正は 2026 年 3 月 1 日より施行する。